○三豊市重度身体障害者住宅改造事業実施要綱

平成18年1月1日

告示第42号

改正　平成27年12月25日告示第260号

(趣旨)

第1条　身体に重度の障害を有する者に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、当該身体障害者の日常生活を容易にし、その行動範囲を広げて自立を促進するため、三豊市が行う重度身体障害者住宅改造事業(以下「事業」という。)における補助については、三豊市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年三豊市規則第52号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(実施主体)

第2条　この事業の実施主体は、三豊市とする。

(対象者)

第3条　この事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件に該当する重度身体障害者(以下「障害者」という。)の属する世帯の生計中心者(障害者の属する世帯を事実上主宰し、生計維持の中軸となる者)であり、その世帯の前年(事業を行おうとする月が毎年6月以前の場合はその前々年)の所得税が非課税の世帯の生計中心者のうち、障害者のために住宅改造を希望するものとして市長が適当と認めた者とする。

(1)　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者

(2)　障害の級別が視覚障害又は肢体不自由により1級又は2級である者(視覚障害と肢体不自由の重複により2級であるものを含む。)

(3)　65歳未満である者

(補助対象工事)

第4条　この事業の対象となる工事は、対象者が障害者の日常生活を容易にするために行う障害者が現に居住し又は事業終了後居住しようとする住宅の、次に掲げる箇所の整備改善を目的とする改造工事のうち、市長が必要と認めた工事とする。

(1)　手すりの取付け

(2)　段差の解消

(3)　滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

(4)　引き戸等への扉の取替え

(5)　洋式便器等への便器の取替え

(6)　前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修

(7)　その他当該身体障害者にとって真に改造を必要とする箇所(階段昇降機等)

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事に係る経費は対象としない。

(1)　住宅の購入、新築、全面的な建替工事、増築

(2)　既にこの事業による改造工事を行った住宅の改造工事(障害の内容又は程度に著しい変化があった等の特別の事情がある場合を除く。)

(補助金の交付)

第5条　三豊市は、対象者に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の額)

第6条　この告示による補助金の額は、三豊市が事業に要する経費として補助した額の実支出

額(百万円に3分の2を乗じて得た額又は住宅改造に要する経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額のいずれか少ない方の額(ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給を受けた場合、又は身体障害者福祉法又は児童福祉法に基づく日常生活用具給付事業のうち居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費の支給を受けた場合は、百万円から支給額を差し引いた額に3分の2を乗じて得た額又は住宅改造に要する経費の実支出額に支給額を差し引いた額に3分の2を乗じて得た額のいずれか少ない方の額)を限度とする。

2　前項の額に円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条　この補助金の交付を受けようとする対象者は、重度身体障害者住宅改造事業補助金交付申請書(様式第1号)を、提出するものとする。

2　前項の申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定して、その旨を当該対象者に通知するものとする。

2　市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、条件を付して補助金の交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第9条　補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の中止、廃止等の場合の措置)

第10条　補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

2　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(検査等)

第11条　市長は、必要に応じ補助対象工事に関して指示し、又は報告を求め、若しくは検査することができる。

(事業実績報告)

第12条　補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに重度身体障害者住宅改造事業補助金実績報告書(様式第2号)を、市長に提出しなければならない。

2　前項の事業実績報告書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(額の確定)

第13条　市長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査を行い、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支出)

第14条　補助金の交付は精算払とする。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払とすることができる。

(交付決定の取消し)

第15条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

(3)　市長の承認を受けて、補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4)　補助事業を遂行する見込みがなくなったとき。

(5)　この告示に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2　市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(財産の管理)

第17条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、その価格が50万円以上のものについては、市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第18条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の高瀬町身体障害者住宅整備事業の補助に関する条例(平成5年高瀬町条例第7号)、山本町重度身体障害者住宅整備事業実施要綱、三野町重度身体障害者住宅整備事業実施要綱、豊中町重度身体障害者住宅改造事業実施要綱(平成8年豊中町告示第75号)、詫間町高齢者・障害者住宅改造促進事業助成金交付要綱(平成13年詫間町教育委員会告示第65号)、仁尾町重度身体障害者住宅改造事業実施要綱又は財田町重度身体障害者住宅改造事業補助金交付要綱(平成10年財田町要綱第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成27年告示第260号)抄

(施行期日)

第1条　この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(三豊市重度身体障害者住宅改造事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

第12条　この告示の施行の際、第13条の規定による改正前の三豊市重度身体障害者住宅改造

事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。